

議会全員協議会資料

清川村廃棄物の処理及び清掃
に関する条例の一部を改正する
条 例 に つ い て

令和7年11月18日（火）

環境上下水道課

清川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について

1 改正目的

事業系一般廃棄物処理手数料について、厚木愛甲環境施設組合の『あつあいクリーンセンター』が稼働開始し、令和8年4月1日から「厚木愛甲環境施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例」第8条に規定される一般廃棄物処理手数料に移行されることに伴い、手数料の改定を行うものです。

また、家庭系一般廃棄物のうち、粗大ごみについて、受益者負担の原則に基づいて粗大ごみを排出される村民皆さんに収集・運搬等に係る経費の一部をご負担いただき、もって、ごみの減量化・資源化に資することを目的に、令和8年4月1日から有料化とし、新たに手数料を規定するものです。

2 改正内容

事業系一般廃棄物処理手数料の料金改正

- (1) 集積所収集 : 1回の排出が2袋まで
○20リットル 70円 ⇒ 80円 ○45リットル 160円 ⇒ 190円
- (2) 持 込 : 1回の排出が10袋まで
○45リットル 150円 ⇒ 180円 ○90リットル 300円 ⇒ 360円
- (3) 個別収集 : 1回の排出が11袋以上
○45リットル 180円 ⇒ 210円 ○90リットル 330円 ⇒ 420円

※ 排出方法、収集方法及び処理券の購入方法等は、これまでどおりで変更はありません。

家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）処理等手数料の設定

- (1) 粗大ごみ : 1辺の長さが50cmを超えるもの
○持 込 500円/点
○拠点回収 500円/点
○個別収集 700円/点
- (2) 特定粗大ごみ : 1辺の長さが50cmを超え、なおかつ、高さ、横幅、奥行き各辺の長さの合計が300cm以上のもの
○持 込 1,000円/点
○拠点回収 1,000円/点
○個別収集 1,200円/点

※ 排出方法は、リサイクルセンターへの持込、村長が別に定めた集積場所（役場北側駐車場の一角を予定）への搬出、個別収集の3つの方法とし、処理等券の購入方法等は、役場環境上下水道課窓口、道の駅「きよかわ」、㈱クリエイトエス・ディー、宮ヶ瀬水の郷観光協同組合事務所を予定しています。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（予定）

4 経過措置

この条例による改正後の条例の規定は、施行日以後に排出された一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前に排出された一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例によるものとします。

清川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 持込 <u>清川村リサイクルセンター</u>へ廃棄物を自ら持込むこと。 (4) 略 (5) <u>拠点 村長が別に定めた集積場所をいう。</u> (占有者等の協力義務) 第5条 略 2 占有者等は、前項に規定する容器に次に掲げる廃棄物を混入してはならない。 (1) 有毒性物質を含むもの (2)～(5) 略 3 略 第8条の2 削除	(定義) 第2条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 持込 <u>村長が指定する施設</u>へ廃棄物を自ら持込むこと。 (4) 略 (占有者等の協力義務) 第5条 略 2 占有者等は、前項に規定する容器に次に掲げる廃棄物を混入してはならない。 (1) 有毒生物質を含むもの (2)～(5) 略 3 略 <u>(技術管理者の資格)</u> <u>第8条の2 法第21条第3項の規定による法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の有していなければならない条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46</u>

改正後				改正前			
別表（第9条関係）				年厚生省令第35号）第17条第1項各号に掲げる資格とする。			
種別	取扱区分	単位	手数料	種別	取扱区分	単位	手数料
し尿	一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもの	1回	10リットルにつき 204円	し尿	一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもの	1回	10リットルにつき 204円
事業系一般廃棄物	集積所収集（1回の排出が2袋まで）	1枚	20リットル <u>80円</u> 45リットル <u>190円</u>	事業系一般廃棄物	集積所収集（1回の排出が2袋まで）	1枚	20リットル <u>70円</u> 45リットル <u>160円</u>
	持込（1回の排出が10袋まで）	1枚	45リットル <u>180円</u> 90リットル <u>360円</u>		持込（1回の排出が10袋まで）	1枚	45リットル <u>150円</u> 90リットル <u>300円</u>
	個別収集（1回の排出が11袋以上）	1枚	45リットル <u>210円</u> 90リットル <u>420円</u>		個別収集（1回の排出が11袋以上）	1枚	45リットル <u>180円</u> 90リットル <u>330円</u>
家庭系一般廃棄物	粗大ごみ 持込（1回の持込につき特定粗大ごみと合わせて5点以内）	1点	<u>500円</u>				
	拠点への排出（1回の排出につき特定粗大ごみと合わせて5点以内）	1点	<u>500円</u>				
	個別収集（1回の排出につき特定粗大ごみと合わせて5点以内）	1点	<u>700円</u>				

改正後					改正前				
	特定粗大ごみ	<u>持込（1回の持込につき粗大ごみと合わせて5点以内）</u>	<u>1点</u>	<u>1,000円</u>					
		<u>拠点への排出（1回の排出につき粗大ごみと合わせて5点以内）</u>	<u>1点</u>	<u>1,000円</u>					
		<u>個別収集（1回の排出につき粗大ごみと合わせて5点以内）</u>	<u>1点</u>	<u>1,200円</u>					
<u>備考</u> 1 し尿の処理手数料を算出する基礎となる数量が10リットル未満のとき、またはその数量に10リットル未満の端数があるときは、その数量を10リットルとして計算する。 2 「粗大ごみ」とは、1辺の長さが50センチメートルを超えるものをいう。 3 「特定粗大ごみ」とは、1辺の長さが50センチメートルを超え、なおかつ、高さ、横幅、奥行き各辺の長さの合計が300センチメートル以上のものをいう。					<u>備考</u> し尿の処理手数料を算出する基礎となる数量が10リットル未満のとき、またはその数量に10リットル未満の端数があるときは、その数量を10リットルとして計算する。				

議会全員協議会資料

道の駅「清川」の指定管理 候補事業者について

令和7年11月18日（火）

村づくり観光課

道の駅「清川」の指定管理候補事業者について

道の駅「清川」の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、清川村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年清川村条例第29号）及び清川村交流促進センター条例（平成9年清川村条例第6号。以下「条例」という。）の規程に基づき、道の駅「清川」の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集したところ、次の2事業者より申請がありました。

1 申請事業者（受付順）

〔候補者①〕

会社名：株式会社 アグリメディア

代表者：諸藤 貴志

所在地：東京都目黒区青葉台4丁目7番7号

住友不動産青葉台ヒルズ9階

事業概要：貸農園事業、農産物販売・飲食事業、施設運営事業 他

資本金：1,000万円

従業員数：645名（うち正社員116名）

〔候補者②〕

会社名：株式会社 山路フードシステム

代表者：松井 大輔

所在地：神奈川県相模原市南区大野台4丁目1番48号

事業概要：飲食業、給食事業（学校・産業）、養鶏事業 他

資本金：1,000万円

従業員数：663名（うち正社員50名）

2 候補者の選定

清川村指定管理者選定委員会において、申請事業者の提出書類及びプレゼンテーションを受けて審議した結果、次のとおり指定管理候補事業者を選定いたしました。

(1) 審査会日時 令和7年11月6日（火）13時30分から

(2) 申請（提案）概要

①〔株式会社アグリメディア〕

- 出荷手続きや販売方法のサポートにより新たな生産者の参加促進をし、農産物の出荷量を安定させ、年間を通じて充実した売り場を維持できる体制を構築する。また、地場特産を活用したオリジナル商品の開発により、地産地消のPRと農業支援を同時に実現する。
- 清川村産材を活用した新メニューやSNSに取り上げられることを意識したメニューの開発により「食を目的に訪れたくなる道の駅」として魅力を向上させる。
- 年間を通じてイベントを企画し、地域の交流拠点として更なる活性化を図る。また、村外のイベントに定期的に出店し、清川村の魅力を発信する。
- 独立採算で運営するものとして、指定管理料は受けず、営業利益ではなく、自主事業売上の3%を村へ納入する。

②〔株式会社山路フードシステム〕

- 清川村に農業法人とした新会社を設立し、観光農園の運営を行ない、地元産業及び雇用に貢献する。また、宮ヶ瀬地区と一体となった地域振興を図る。
- 売り場内装デザインなど指定管理制度の範囲内において自社負担によりリニューアルし、施設の魅力向上を図る。
- 野菜出荷者に対し、価格決定の自由化や飲食店運営の知見からの作付け時期の提案や出荷物の余剰分の全面買取制度を導入し、出荷者の負担軽減や安定収入を図る。
- 施設の魅力向上と新規来訪者の拡大を目的に、年間を通じてアウトドアや食といったテーマ性のある大型イベントを開催する。
- 新規指定管理者となった際には、まずは現行の運営方法やメニュー等を引継ぎ、3ヶ年程度かけて出荷者などに相談しながら移行していく。

(3) 結 果

2 社からのプレゼンテーション及び申請書、提案資料等を厳正に審査した結果、株式会社山路フードシステムを候補者としました。

事業者名	得点(900点満点)
(株)アグリメディア	616.25
(株)山路フードシステム	671.25

※委員 1 名あたり持ち点 100 点（委員 9 名×100 点）

3 今後の手続き

12 月定例議会へ上程させていただき、議決を経たのちに指定管理者としての指定を行います。

4 指定管理施設の概要

(1) 施設名称 道の駅「清川」

(2) 施設場所 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2129 番 1

(3) 主な管理施設

①道の駅施設（1 棟）

○構造規模 … 木造、2 階建

○延床面積 … 438.06 m²

○施設内容

- ・ 1 階 … 農産物等販売所、トイレ、倉庫
- ・ 2 階 … 工芸品等販売所、休憩室、飲食施設、トイレ、事務室
- ・ 付帯施設 … 階段昇降機、防犯カメラ（5 台）

②駐車場（2 箇所）

○第 1 駐車場… 60 台（大型車 2 台、普通車 58 台）、
二輪車用スペース、EV 急速充電器 1 基

○第 2 駐車場… 15 台（普通車 14 台、障がい者用 1 台）、
二輪車用スペース

5 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日より令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

議会全員協議会資料

第 39 回宮ヶ瀬クリスマス みんなのつどいについて

令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火）

村づくり観光課

第 39 回宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどいについて

今年度で第 39 回を迎える「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」は、地域経済の活性化や観光を通じた村の魅力発信のため、開催したいと考えております。

期間を 11 月末から 12 月末までの 1 ヶ月間、昨年度実施しました水の郷大つり橋への電飾や気球乗船体験イベントを継続し、また新たな企画も実施することで、より幅広い層の来訪者の受け入れを図ります。

また、村民の皆さまへは昨年に引き続き駐車場無料券及び水の郷大つり橋の優待券を配布することで、多くの村民の方にご来訪いただき、村として一体感をもった取り組みを行ってまいります。

1 開催期間 令和 7 年 11 月 22 日(土)から 12 月 25 日(木)までの 34 日間

2 点灯時間 17 時から 22 時まで

3 会 場 宮ヶ瀬湖畔園地及び水の郷プロムナード

4 主 催 者 主催：宮ヶ瀬水の郷イベント実行委員会
実行委員長 浅見 友教
共催：清川村

5 開催内容

期間中ジャンボクリスマスツリーや会場内への電飾設置のほか、水の郷大つり橋の夜間通行、気球乗船体験、その他新規企画を実施。

◇点灯式 11 月 22 日(土) 16:30～

◇ステージイベント 各種開催予定

◇小規模打ち上げ花火 2 回(11 月 22 日・12 月 25 日)

17:00～打ち上げ(5 分程度)

◇気球乗船体験イベント 毎日実施予定 ※事前予約制

⑨◇焚き火ラウンジ 12 月 13 日(土)、20 日(土)、24 日(水)、
25 日(木) ※事前予約制

⑨◇クリスマス抽選会 12 月 25 日(木)

※当日、水の郷商店街店舗にてご飲食された方を対象としたスピードくじによる抽選

光に包まれた天空の散歩をお楽しみください!

375mの
光の回廊!

イルミネーションの
大吊橋をみんなで
渡ろう!



完全
予約制

有のQRコードより
ご予約ください。
<https://s-collection.co.stores.jp/>

気球乗船体験日はホームページで
ご確認ください。風の強い日や
天候により飛ばない場合があります。



気球に乗って空から
ジャンボツリーを見よう!

焚き火ラウンジ



今年は焚き火ラウンジを
土日限定で実施予定です。
▼焚き火予約サイト▼



第39回

宮ヶ瀬 光のメルヘン

宮ヶ瀬クリスマス みんなのつどい

～ジャンボツリー発祥の地～

11月22日(土) ▶ 12月25日(木)

日本
最大級!

点灯時間 17:00～22:00



クリスマス思い出とリクエスト曲を募集中。
みやがせ
レイクサイドエフエム
みやがせの情報満載!

83.6MHz
onair@fm836.com

※光の演出は変更になる場合がございます。

クリスマスイベントに関する
お問い合わせ

宮ヶ瀬 クリスマス 検索

<http://www.miyagasekankou.com/xmas2025/index.html>

※この事業は、神奈川県電気事業の「ダム・発電所地域振興助成事業」を活用して、費用の一部支援を受けています。



イベント実行委員会 Mail: event@miyagasekankou.com

イベント期間中お電話が繋がりにくい為、メールでのお問合せを推奨しております

清川村づくり観光課 みやがせミヤ館

◆主催：宮ヶ瀬水の郷イベント実行委員会 ◆後援：清川村 ◆後援：国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所、
公益財団法人宮ヶ瀬ダム施設振興財団、宮ヶ瀬水の郷観光協会
◆協力：神奈川県厚木警察署、神奈川県厚木消防署、厚木警察署管内交通安全協会、清川安部、清川村交通指導隊、清川村消防団、
宮ヶ瀬自治会、有限会社相模電気、小田急電鉄株式会社、神奈川県中央交通、神奈川県新聞社、横浜銀行、(株)クリエイティブ・エス・ディー
◆場所：神奈川県厚木市清川村宮ヶ瀬（宮ヶ瀬湖畔地・水の郷商店街南辺）

議会全員協議会資料

清川村障がい者計画等の 策定について

令和7年11月18日（火）

子育て健康福祉課

1 計画の期間

「第5次清川村障がい者計画」の計画期間は令和9年度から令和14年度までの6年間です。また、「第8期清川村障がい福祉計画」及び「第4期清川村障がい児福祉計画」の計画期間は令和9年度から令和11年度となります。

今年度(令和7年度)は、次期計画策定のためのアンケート調査を実施します。

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
障がい者 計画	第5次計画					
障がい 福祉計画	第8期計画			第9期計画		
障がい児 福祉計画	第4期計画			第5期計画		

2 アンケートの目的

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画として、障害者基本法第11条第3項に基づく「清川村障がい者計画」、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定めた計画として、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「清川村障がい福祉計画」及び「清川村障がい児福祉計画」を策定するための基礎調査を行うにあたり、各種業務支援を実施することを目的とします。

3 アンケート調査の実施機関及び回答方法

実施時期：令和7年12月～

回答方法：郵送による回答

4 対象者

村内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者約150人

議会全員協議会資料

清川村高齢者保健福祉計画・ 第10期介護保険事業計画の 策定について

令和7年11月18日（火）

子育て健康福祉課

高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定のためのアンケート調査の実施について

1. 計画の期間

「介護保険事業計画」は、介護保険法の規定により3年を1期として定める必要があることから、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の期間は、令和6年度から令和8年度となります。

今年度（令和7年度）は、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の2年目となり、次期計画となる「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定のためのアンケート調査を実施します。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	
第8期計画 2021～2023			第9期計画 2021～2023			第10期計画 2027～2029			令和 22年度 (2040) を見据えた 取り組み

2. アンケート調査の目的

本調査は、住民の生活状況、高齢者保健福祉施策や介護保険サービス等についての意見とニーズを把握し、令和9年度から令和11年度までを期間とする「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定に向けた基礎資料として活用するため実施するものです。

3. アンケート調査の実施期間及び回答方法

実施時期：令和7年1月

回答方法：郵送による回答（予定）※WEBによる回答は検討中

4. 対象者等

種別	対象者	送付予定者	内容
①65 歳以上の住民	一般高齢者、総合事業対象者	無作為抽出 600 名	国の定める介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 +村独自
	在宅でサービスを利用している要支援認定者（新規認定者を除く）		国の定める介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 +国の定める在宅介護実態調査+村独自
②40 歳～64 歳の住民	要支援・要介護認定者を除く	無作為抽出 300 名	村独自
③在宅要介護認定者及びその家族	在宅でサービスを利用している要介護認定者及びその家族（新規認定者を除く）	全員	国の定める在宅介護実態調査+村独自
④施設入所者の要介護認定者の家族	施設等に入所している要介護認定者及びその家族	全員	村独自

5. 調査内容等について

国の定める介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査と、村独自の調査項目を実施します。村独自の調査項目については、介護保険運営協議会委員へ書面により意見照会を行います。

議会全員協議会資料

清川村介護保険事業特別会計 の財政状況について

令和7年11月18日（火）

子育て健康福祉課

清川村介護保険事業特別会計の財政状況について

1. 介護保険給付費の状況

介護保険事業は、「第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）」に基づき実施しておりますが、計画の1年目にあたる令和6年度より介護保険給付費が計画値よりも過大となり、令和7年度についても同様の状況が継続しています。

主な要因は、特に施設介護サービス費が増加傾向にあり、介護老人保健施設サービスの利用者は計画値12人／月に対し、令和7年度の実績値の平均が、20人／月となっていること、また、居宅介護サービス給付費等の実績も伸びていることから全体的に計画値よりも過大となる状況が見込まれております。

令和7年度介護サービス費・前年度実績及び計画値との比較（R7.9月審査分までの推計で特に過大なもの）

施設介護サービス	R6実績数値	R7実績数値	増加額（R7-R6）	R7実績数値	R7計画値	差額 （実績-計画値）
介護老人福祉施設	72,606,378	66,231,619	△ 6,374,759	66,231,619	72,728,000	△ 6,496,381
介護老人保健施設	62,026,273	72,991,423	10,965,150	72,991,423	39,955,000	33,036,423
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院サービス	4,902,719	0	△ 4,902,719	0	3,174,000	△ 3,174,000
合計	139,535,370	139,223,042	△ 312,328	139,223,042	115,857,000	23,366,042

居宅介護サービス	R6実績数値	R7実績数値	増加額 （R7-R6）	R7実績数値	R7計画値	差額 （実績-計画値）
訪問介護	13,556,825	14,190,010	633,185	14,190,010	12,513,000	1,677,010
訪問入浴介護	303,019	661,135	358,116	661,135	926,000	△ 264,865
訪問看護	11,336,464	13,045,442	1,708,978	13,045,442	6,527,000	6,518,442
訪問リハビリテーション	1,171,707	1,036,068	△ 135,639	1,036,068	1,658,000	△ 621,932
通所介護	18,523,836	19,630,133	1,106,297	19,630,133	25,057,000	△ 5,426,867
通所リハビリテーション	17,168,461	18,469,946	1,301,485	18,469,946	13,516,000	4,953,946
福祉用具貸与	12,676,643	12,790,812	114,169	12,790,812	12,320,000	470,812
短期入所生活介護	7,763,560	8,504,558	740,998	8,504,558	8,097,000	407,558
短期入所療養介護	1,008,082	1,350,050	341,968	1,350,050	1,258,000	92,050
居宅療養管理指導	5,204,331	5,104,966	△ 99,365	5,104,966	2,910,000	2,194,966
特定施設入居者生活介護	0	3,178,109	3,178,109	3,178,109	4,497,000	△ 1,318,891
特定福祉用具購入費	323,340	37,828	△ 285,512	37,828	336,000	△ 298,172
住宅改修	849,822	619,608	△ 230,214	619,608	943,000	△ 323,392
合計	89,886,090	98,618,665	8,732,575	98,618,665	90,558,000	8,060,665

2. 介護保険事業特別会計の状況

介護保険事業特別会計は、「第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）」における計画値で予算を組み立てていますが、前項のとおり介護保険給付費が計画値よりも過大な状況であり、介護保険事業特別会計を圧迫しています。

令和6年度は、介護保険給付費が過大となる状況において、村介護保険給付費支払基金の繰入を行ったことで健全な財政運営ができたものの、令和7年度は、介護給付費が過大であることで下記の表のとおり、村介護保険給付費支払基金の繰入を行っても歳入の不足が生じる見込みとなっております。

このような介護保険事業特別会計の状況は、本村に限られることなく、全国的にも散見されています。

① 基金事業対象費用額（法第147条第2項第4号）

（単位：円）

	令和6年度	令和7年度	合計
基金事業対象費用額	確定額	見込額	
標準給付費額	347,439,547	338,373,011	685,812,558
地域支援事業に要する費用の額	9,967,613	13,528,000	23,495,613
財政安定化基金償還金	0	0	0
計 ①	357,407,160	351,901,011	709,308,171

② 基金事業対象収入額（法第147条第2項第3号）

	令和6年度	令和7年度	合計
基金事業対象収入額	確定額	見込額	
実績保険料収納（見込）額（＝収納（見込）額×対象比率）	91,094,075	91,879,572	182,973,647
国庫負担金（介護給付費負担金）	62,784,078	58,089,000	120,873,078
県負担金（介護給付費負担金）	48,263,913	46,499,000	94,762,913
市町村負担金（一般会計繰入分（12.5%））	43,429,943	40,456,000	83,885,943
財政調整交付金	0	0	0
介護給付費交付金（2号被保分）	95,773,404	87,387,000	183,160,404
国：地域支援事業交付金	2,729,885	3,156,000	5,885,885
県：地域支援事業交付金	1,641,642	1,855,000	3,496,642
市町村：地域支援事業負担金	902,983	1,855,000	2,757,983
地域支援事業支援交付金（2号被保分）（介護予防）	2,490,000	2,994,000	5,484,000
保険料減額賦課一般会計繰入金	2,918,208	2,771,000	5,689,208
準備基金取崩（予定）額×基金事業対象費率	5,379,029	2,955,000	8,334,029
計 ②	357,407,160	339,896,572	697,303,732
差引額（①－②）	0	12,004,439	12,004,439

3. 介護保険事業特別会計における今後の対応について

今後も介護保険事業特別会計の健全な運営を図るためには、歳出に対する歳入の不足額の一部について神奈川県介護保険財政安定化資金からの貸付が必要となります。

神奈川県介護保険財政安定化資金は、各年度において介護給付費等が見込みを上回る増加により生じた財政不足に対し貸付を行うものであり、次期計画である「第10期介護保険事業計画（令和9年度から令和11年度）」期間中の3ヵ年で返還（無利子）

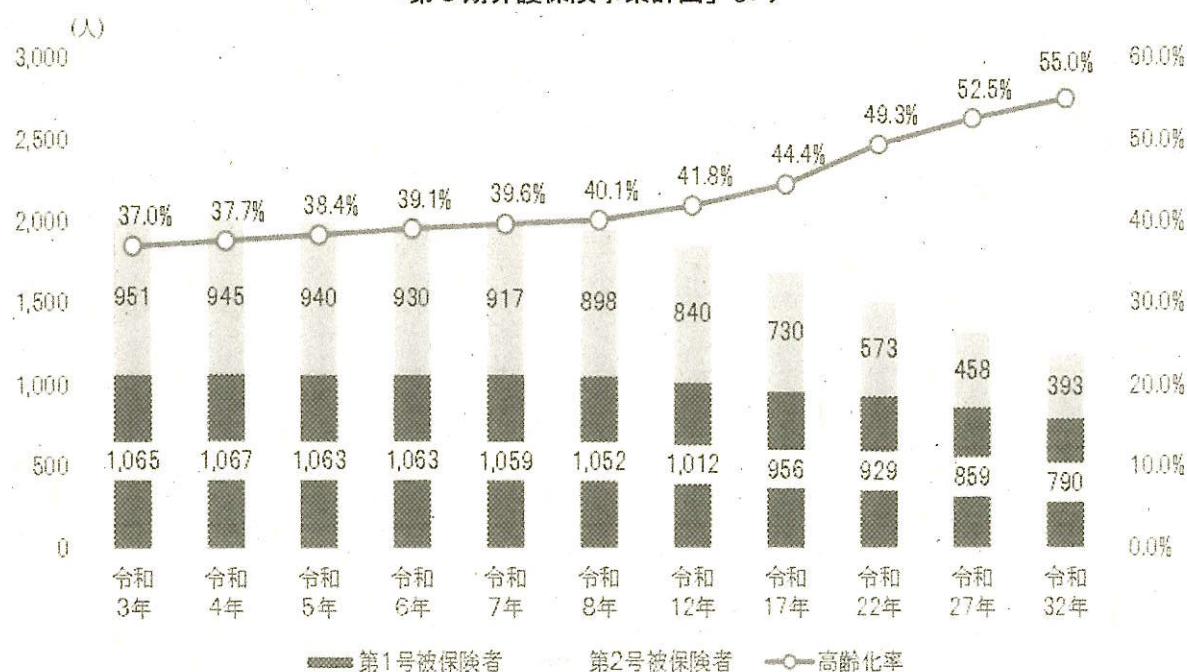
を行います。

なお、令和7年度における神奈川県介護保険財政安定化資金からの貸付額は、令和7年10月までの歳入歳出の状況から、今後の介護給付費等の見込みから12,004千円とし、令和7年度12月補正に計上をします。

また、「第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）」の3年目となる令和8年度は、保険料については計画値、その他予算は実績値を基に予算を組み立てます。現在の状況から、令和8年度予算についても神奈川県介護保険財政安定化資金からの貸付が必要となる見込みです。

《参考》

高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計
「第9期介護保険事業計画」より



保険給付費の状況

区分	令和6年度		平均利用人数(月)	1人あたり平均給付費(月)
居宅介護サービス給付費	2,787 人	89,886,090 円	232 人	32,252 円
地域密着型介護サービス給付費	528 人	79,748,083 円	44 人	151,038 円
施設介護サービス給付費	472 人	139,535,370 円	39 人	295,626 円

居宅介護サービス給付費・・・訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション等
 地域密着型介護サービス給付費・・・認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護等
 施設介護サービス給付費・・・介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）等

議会全員協議会資料

令和7年度 12 月補正 予算(案)について

令和7年 11 月 18 日 (火)

政策推進課

1 会計別一覧表

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：千円)

会 計 名		補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		3号	2,901,267	31,775	2,933,042
特 別 会 計	国民健康保険事業	2号	400,370	341	400,711
	介護保険事業	2号	359,545	45,666	405,211
	後期高齢者医療事業	—	100,567	0	100,567
	小 計		860,482	46,007	906,559
合 計			3,761,749	77,782	3,839,531

(2) 簡易水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	3号	173,321	879	174,200
支 出	3号	214,181	1,017	215,198

(3) 公共下水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	2号	538,322	△13,211	525,111
支 出	2号	605,078	△13,211	591,867

※企業会計は収入と支出が同額にならないため両方記載。

2 一般会計補正予算

○歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 村 税	1,231,299	0	1,231,299
2 地方譲与税	25,259	0	25,259
3 利子割交付金	168	0	168
4 配当割交付金	2,626	0	2,626
5 株式等譲渡所得割交付金	2,330	0	2,330
6 法人事業税交付金	10,487	0	10,487
7 地方消費税交付金	72,216	0	72,216
8 ゴルフ場利用税交付金	16,054	0	16,054
9 環境性能割交付金	2,722	0	2,722
10 地方特例交付金	1,981	0	1,981
11 地方交付税	541,167	0	541,167
12 交通安全対策特別交付金	450	△450	0
13 分担金及び負担金	1,927	0	1,927
14 使用料及び手数料	75,156	0	75,156
15 国庫支出金	159,244	△1,800	157,444
16 県支出金	278,965	△1,019	277,946
17 財産収入	85,682	144	85,826
18 寄附金	51,002	8,000	59,002
19 繰入金	143,095	26,527	169,622
20 繰越金	93,579	0	93,579
21 諸収入	102,058	373	102,431
22 村債	3,800	0	3,800
合 計	2,901,267	31,775	2,933,042

○歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議 会 費	69,723	△81	69,642
2 総 務 費	664,990	14,492	679,482
3 民 生 費	498,223	4,212	502,435
4 衛 生 費	244,908	5,312	250,220
5 農林水産業費	197,195	1,137	198,332
6 商 工 費	174,986	840	175,826
7 土 木 費	402,707	2,258	404,965
8 消 防 費	207,273	0	207,273
9 教 育 費	354,958	3,605	358,563
10 災害復旧費	40	0	40
11 公 債 費	71,264	0	71,264
12 予 備 費	15,000	0	15,000
合 計	2,901,267	31,775	2,933,042

3 一般会計補正予算の主な内容

○歳入

(単位：千円)

款（歳入名称）	補 正 額	主 な 内 容	所 管 課
国庫支出金 （障害者自立支援等諸費負担金）	△2,200	障がい者サービス利用者の減少に伴う減額	子育て健康福祉課
国庫支出金 （子ども・子育て支援補助金）	510	妊婦支援給付金の円滑なシステム連携の実施に伴う増額	子育て健康福祉課
県支出金 （障害者自立支援等諸費負担金）	△1,100	障がい者サービス利用者の減少に伴う減額	子育て健康福祉課
寄附金 （企業版ふるさと納税寄附金）	8,000	当初見込みを上回る寄附申し出に伴う増額	村づくり観光課
繰入金 （財政調整基金繰入金）	26,527	補正予算に係る財源調整	政策推進課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (総務管理事業)	2,296	人事院勧告に伴う人件費の増額	総務課
総務費 (企業版ふるさと納税基金費)	8,000	当初見込みを上回る寄附申し出に伴う増額	村づくり観光課
総務費 (水源地域振興事業)	1,415	人事院勧告に伴う人件費の増額	政策推進課
民生費 (社会福祉総務事業)	1,914	人事院勧告に伴う人件費の増額	子育て健康福祉課
民生費 (障害者自立支援事業)	△4,400	障がい者サービス利用者の減少に伴う減額	子育て健康福祉課
民生費 (介護保険事業特別会計繰出金)	5,968	介護サービス給付費の増加に伴う増額	子育て健康福祉課
衛生費 (保健衛生総務事業)	1,786	人事院勧告に伴う人件費の増額	子育て健康福祉課
衛生費 (清掃総務事業)	1,067	人事院勧告に伴う人件費の増額	環境上下水道課
土木費 (土木一般管理事業)	1,022	人事院勧告に伴う人件費の増額	村づくり観光課
教育費 (教育委員会事務局運営事業)	2,366	人事院勧告に伴う人件費の増額	学校教育課
教育費 (確かな学力の育成推進事業)	△1,685	村費負担職員の配置数の確定に伴う減額	学校教育課
教育費 (幼稚園管理事業)	1,599	人事院勧告に伴う人件費の増額	学校教育課

4 特別会計補正予算の主な内容

(1) 国民健康保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
繰入金 (一般会計繰入金)	325	人事院勧告に伴う人件費の増額	税務住民課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (一般管理事務費)	325	人事院勧告に伴う人件費の増額	税務住民課

(2) 介護保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
国庫負担金 (介護給付費負担金)	7,603	各種サービス給付費の増加に伴う増額	子育て健康福祉課
支払基金交付金 (第2号被保険者介護納付金分に係る支払基金交付金)	12,241	各種サービス給付費の増加に伴う増額	子育て健康福祉課
県支出金 (介護給付費負担金)	7,132	各種サービス給付費の増加に伴う増額	子育て健康福祉課
県支出金 (財政安定化基金貸付金)	12,004	各種サービス給付費の増加に伴う増額	子育て健康福祉課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
保険給付費 (居宅介護サービス給付費)	13,747	居宅介護サービス給付費の増加に伴う増額	子育て健康福祉課
保険給付費 (施設介護サービス給付費)	26,996	施設介護サービス給付費の増加に伴う増額	子育て健康福祉課

5 企業会計補正予算の主な内容

(1) 簡易水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業収益 (他会計補助金)	763	人事院勧告に伴う人件費の増額	環境上下水道課
簡易水道事業収益 (雑収益)	116	システム改修に伴う下水道事務費負担金の増額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業費用 (総係費)	1,017	人事院勧告に伴う人件費の増額など	環境上下水道課

(2) 公共下水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
下水道事業収益 (他会計補助金)	823	人事院勧告に伴う人件費の増額など	環境上下水道課
資本的収入 (企業債)	△14,100	圧送センター受変電設備更新工事の執行に伴う減額	環境上下水道課
資本的収入 (他会計補助金)	66	圧送センター受変電設備更新工事の執行に伴う増額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
下水道事業費用 (総係費)	823	人事院勧告に伴う人件費の増額など	環境上下水道課
資本的支出 (建設改良費)	△14,034	圧送センター受変電設備更新工事の執行に伴う減額	環境上下水道課